

【三田市住宅取得費補助金】 リフォーム項目に対する補助対象項目

令和8年9月1日

工事個所		対象となる工事	対象外工事
エクステリア工事	外壁・屋根	外壁の張り替え、塗装、屋根の塗装、葺き替え、防水工事	門、塀、カーポート、ウッドデッキ、外部手すり、庭木の手入れ、芝張り
		雨漏りなどの修繕工事	
		雨どいの修繕、交換工事	
	ベランダ	ベランダの修繕、防水工事	転落防止ネット
		住居と接続しているサンルームの増築、改築	
	建物	建築面接を増やす増築工事	
	扉・窓など	玄関扉・勝手口扉の交換工事	鍵の交換
		インターホン設置工事	表札、郵便受け、宅配ボックス、車の充電設備
		網戸の修繕、交換、増設工事	戸車等(窓、網戸、雨戸)の交換、網戸の張り替え
雨戸の修繕、交換工事			
住宅内の設備工事	キッチン	システムキッチンの交換工事	ガスコンロ、IHヒーターの交換や食洗器の増設・交換
		レンジフードや換気扇の交換工事	ディスポーザーの設置、交換
		カップボードの設置工事	カップボード類など家具の設置
			キッチン改修を行わない蛇口等の交換
	トイレ	便器交換、暖房洗浄便座の交換および設備に伴う電気工事	暖房洗浄便座のみの設置・交換
		浴室	改修工事、ユニットバス等の交換、浴室乾燥機の交換・増設工事
	給湯機の交換工事		
	洗面所	洗面台の交換工事	洗面所の改修を伴わない洗濯機置き場の改修や蛇口の交換
		改修に伴う洗濯機置き場の交換、蛇口の設置工事	
	配管・電気	ガス乾燥機やガスファンヒーターの設置に伴う配管工事や電気工事	工事を伴わないガス乾燥機やガスファンヒーターの設置
		照明器具の設置に伴う配線工事	工事を伴わない火災報知器、照明器具の設置
		その他屋内の配管やガス管の工事、電気の配線工事	屋内物干しの設置
	冷暖房設備工事	エアコン	ビルトインエアコンの設置、取り外し、交換工事
電気		配線電気工事(コンセントの増設など) 設置のためのスリーブ(壁の穴あけ)工事	
内装工事	内装	クロス貼替工事(天井、壁)	遮光スクリーン・ロールスクリーン、ブラインドなどの設置
		床の貼替工事(フローリング)	カーテンレールの設置・交換、カーテン類
		畳および畳表の交換、障子、ふすまの貼替工事	ハウスクリーニング
		間取りの変更、壁の撤去、造作工事	
	窓	二重窓の設置やガラスの交換工事(単板ガラスを複層ガラスに交換など)	
		バリアフリー	手すりの設置や段差解消などのバリアフリー工事
基礎工事	シロアリ	シロアリ被害等を受けている住宅の補修工事(柱、土台、根太等)	予防のために単独で行うシロアリ駆除
		補修工事と併せて行うシロアリ駆除	
その他	この表に記載のない工事については、個別に判断する		

※国や県、その他自治体等が実施している補助金を申請する場合は併用不可